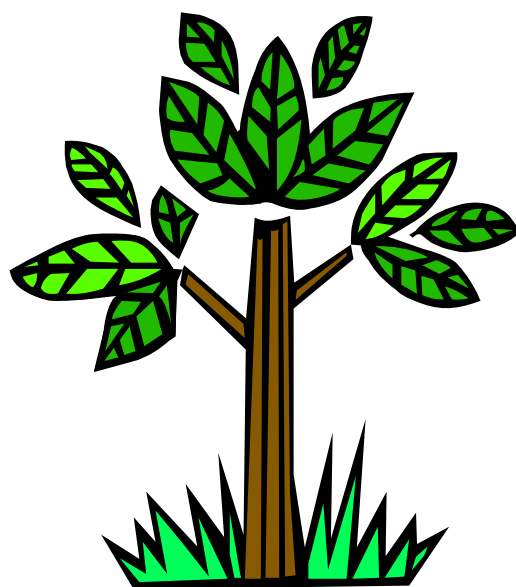




JQE04-332

JCMグループ グリーン調達ガイドライン (お取引先向け化学物質管理指針)



2017年 8月 9日 第8版		
日本金銭機械株式会社 品質部		
承認	確認	作成
塩田 浩史	宮本 康司	塚 友彦

改 訂 履 歴

改 訂 番 号		改訂年月日	改 訂 理 由
初版	Rev. 01	2009年10月23日	
改訂	Rev. 02	2010年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号の追加（表紙） [JQE04-332] ・ 「含有禁止物質レベルC」を「管理物質」に変更 ・ 適用範囲において、JCMブランド（貨幣処理機）と明確に記載した。 ・ 不使用証明書において、「JCMグループ各社御中」を「JCM御中」に変更
	Rev. 03	2010年 3月 3日	グリーン調達ガイドラインをJCMのホームページに掲載するための改訂
	Rev. 04	2011年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（15物質 → 38物質） ・ 含有報告物質適合証明書の廃止 ・ 起案部門の変更
	Rev. 05	2012年 3月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入製品・使用禁止物質不使用証明書の廃止 ・ 「部品調査表」を「含有化学物質報告書兼証明書」および「高懸念物質含有報告書兼証明書」に名称変更 ・ データ提出先および問合せ先の担当者変更 ・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（38物質 → 73物質）
	Rev. 06	2014年11月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部門を生産本部から品質管理部に変更 ・ 3.2適用範囲に下記内容を追加 設備・治工具における適用範囲 ① コンタミ防止に関わる組立工程～最終検査において直接製品に接触する設備・治工具 ・ 提出方法 提出先を生産部規格推進グループ宮本、田淵から品質管理部情報管理グループ宮本 塚に変更 ・ 取引先環境調査票にグリーン調達への取組み結果に関する項目を追加 ・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（73物質 → 155物質）
	Rev. 07	2015年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ RoHS2（改正RoHS）への対応 ・ 別表. 2-3 適用除外一覧表の変更（RoHS） ・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（155物質 → 163物質）

改 訂 履 歴

改 訂 番 号	改訂年月日	改 訂 理 由
R e v . 0 8	2 0 1 7 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 2 環 境 方 針 を 最 新 の 情 報 に 更 新 (2 0 1 7 年 1 月 5 日 、 経 営 者 通 達 内 容 に 更 新)

改訂

目次	1
第1章 総則		
1. はじめに	2
2. JCMグループの環境保全活動	2
3. グリーン調達のガイドライン	3
3. 1 目的	3
3. 2 適用範囲	3
3. 3 定義	3、4
3. 4 選定基準	4
3. 5 提出を依頼する書類およびデータの更新	4、5
3. 6 提出方法	5
3. 7 問い合わせ先	5
3. 8 弊社ホームページ	5
4. 取引先環境調査票	6
5. JCMグループ グリーン調達ガイドライン受領証	7
第2章 化審法、化管法、RoHS指令 および PFOS		
1. 定義	8
2. グリーン調達の運用について (化審法、化管法、RoHS指令およびPFOS)	8、9
3. 含有化学物質報告書 兼 証明書	10
4. 別表. 2-1 含有禁止物質 (レベルA、レベルB)	11
5. 別表. 2-2 含有管理物質	12
6. 別表. 2-3 物質別適用除外一覧表(一部)	13
7. 別表. 2-4 化学物質と関係する主な法規・規制	14
8. 別表. 2-5 化学物質管理リスト	15
第3章 REACH規則		
1. 定義	16
2. グリーン調達の運用について (REACH規則)	16
3. 高懸念物質含有報告書兼証明書	17
4. 別表. 3-1 REACH規則 高懸念物質 (SVHC) 163物質	18~27

第1章 総則

1. はじめに

JCMグループは、環境に関する基本理念・環境方針を作成し、それに基づく地球環境保全・循環型社会形成を目指した事業運営を展開しています。現在、環境保全活動の最重点課題の一つとして“環境配慮型製品の実現”を推進していますが、この実現には、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されていることが不可欠であり、環境負荷の低減を

- ① 製品の構成部品や機器の製造時
- ② 製品の包装材の選定時
- ③ 取引先での弊社製品の使用时

という三つの過程で実現していかなければなりません。

近年、世界各国において、製品に含まれる有害化学物質を規制する法律等（RoHS指令、REACH規則、その他該当する規則等）が強化されてきており、環境負荷の少ないグリーン調達を実現するためには、弊社のお取引先の皆さま方と協力して進めていくことが不可欠であり、ご協力をお願いするために『JCMグループグリーン調達ガイドライン』を再編、作成致しました。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解頂きますとともに、お取引先の皆さまと弊社とが、地球環境保全のための企業経営を進めていけるよう、ご協力をお願い申し上げます。

2. JCMグループの環境保全活動

◆ 品質・環境理念

JCMグループは、貨幣処理機器総合メーカーとして、成果は顧客のためにをスローガンに、適正商品を顧客に提供する事により顧客の満足を得るとともに、環境問題については、「人と地球に優しい企業」を目指した活動に努めます。

◆ 環境方針 8

1. 事業活動は、環境、健康、安全に留意し、汚染予防に最善を尽くします。
2. 当社の環境側面に関して適用可能な法規制を順守すると共に、関連業界の要求事項を考慮して、管理の一層の向上に努めます。
3. 環境目的・環境目標を定め、年一度の見直しを実施し、環境マネジメントシステムの継続的改善を進めます。
4. 製品のライフサイクルを考慮し、環境負荷の低減を目指します。
5. 環境教育・啓蒙活動を実施し、全従業員に環境方針の理解と環境に関する意識の向上を図ると共に、協力業者にも環境方針を周知させ、環境活動の協力を求めます。
6. 環境マネジメントシステムの規格改訂にともない、2015年版への移行を積極的に進めます。
7. この環境方針は、社内外に公表します。

3. グリーン調達ガイドライン

3.1 目的

本ガイドラインは、JCMグループのすべてのお取引先様に対して、グリーン調達基準（製品に含まれる有害化学物質管理指針）を明確にし、製品全体の環境負荷低減を図ることを目的とします。今般、EUのRoHS指令、REACH規則、PFOS規制のように世界各国で製品に含まれる化学物質を規制する法律が強化され始めたことを踏まえ、JCMグループでは、これら国内外の含有物質規制など、適用可能な法規制を順守していく方針です。したがって、製品を構成する原材料、部品及びユニット等に含有する化学物質について、使用禁止および使用報告を明確にし、お取引先様に周知徹底して、環境配慮型製品を実現します。

3.2 適用範囲 2

このガイドラインにおいて規定されていない物質あるいは用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止されているものについてはそれらの法令に従う。

1) 製品への適用範囲 本基準はJCMブランド（貨幣処理機）で販売する全製品に適用します。

2) 部品・原材料・ユニット等への適用範囲

- ① 製品本体・部品及びそれらに使用する原材料
- ② 製品の包装材料・包装用部品
- ③ 取扱説明書類
- ④ サービスパーツ
- ⑤ グリス・接着剤・両面テープ・包装用テープ等の消耗品

3) 生産工程における適用範囲

- ① 生産工程におけるオゾン層破壊物質および有機塩素系溶剤の不使用

4) 設備・治具における適用範囲 6

- ① コンタミ防止に関わる組立工程～最終検査において直接製品に接触する設備・治具

3.3 定義 4

3.3.1 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・ユニットまたはそれらに使用されている原材料に、添加、混入、付着することを指す。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含む。最終的に製品に残存している状態をいう。

3.3.2 含有率

化学物質の濃度で、単位は[ppm]（質量比1ppm：百万分の一）、または[wt%]（質量比、1wt%：百分の一）等を用いる。

3.3.3 不純物

天然素材中に含まれ、工業用材料として精製過程で技術的に除去できない物質または、精製過程や合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

また、このガイドラインで指定されている化学物質は、不純物であっても許容濃度を超えてはならない。

3.3.4 許容濃度(閾値)

使用禁止化学物質が部品等に含まれる場合の許容される最大含有率をいう。
許容濃度を超える場合は含有とみなす。

3.3.5 成形品 (Article) : アーティクル

化学組成が果たすよりも大きな程度に、その最終使用の機能を決定づける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられる物体。

例：ねじ、樹脂成形品、抵抗、コンデンサ、電源ユニット、PC など

3.3.6 調剤 (Preparation : プレパレーション)

2種類以上の物質からなる混合物または溶液

例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、金属合金 など

3.3.7 化学物質 (Substance : サブスタンス)

元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン など

3.3.8 均質材料

異なる材料へと機械的に解体できない素材のこと。(全体的に一様な組成であること)

例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき

機械的に解体とは：その材料が原則として例えば以下の機械的操作によって分離できること。
ねじ外し、研磨、切断、破壊、粉碎工程等

3.4 選定基準

お取引先の選定にあたっては、品質、納期、価格などの選定基準とは別に、環境をお取引先の評価指標とさせていただきます。

① 環境保全活動に積極的に取り組んでいる

お取引先の基本的な環境保全活動の取組みについて調査するために、取引先環境調査票の提出をお願いします。

② 納入品の化学物質の使用状況と削減方針 5

弊社グリーン調達基準を遵守することを保証するために、含有化学物質報告書兼証明書および高懸念物質含有報告書兼証明書の提出をお願いします。

提出された証明書は、お取引先を代表する方の承認が得られているものとします。

証明書の提出がない場合でも、瑕疵担保責任を免ずるものではありません。

3.5 提出を依頼する書類およびデータの更新

(1) 取引先環境調査票 (資料番号 ; QA04-39)

ISO14001の認証取得およびグリーン調達への取組みについて記載して下さい。

調査開始時に提出された内容に変更が生じた場合には、随時再提出して下さい。

(2) JCMグループ グリーン調達ガイドライン 受領証 (資料番号 ; QA04-40A) 5

JCMグループ グリーン調達ガイドラインを受取った場合は、受領証を提出して下さい。
グリーン調達ガイドラインが改訂になり、JCMホームページに改訂登録された場合も、同様に提出して下さい。

3.6 提出方法 7

提出方法につきましては、メールにてご提出を頂きますようお願い致します。
提出先は、品質部 規格管理グループ 宮本、塚 迄お願いします。

メールアドレスは y-miyamoto@jcm-hq.co.jp
tsuka@jcm-hq.co.jp です。

3.7 問合せ先 7

提出書類においての問合せにつきましては、
品質部 規格管理グループ 宮本、塚 TEL 06-6703-8402

3.8 弊社ホームページ 3

グリーン調達ガイドラインは弊社ホームページに掲載いたします。

アドレスは <http://www.jcm-hq.co.jp/>

JCMグループ グリーン調達ガイドライン 受領証

下記の文書を受領しましたので、受領証を提出します。

旧版文書に関しましては、誤使用が発生しないように 当方におきまして責任を持って破棄します。

1. 文書名

JCMグループ グリーン調達ガイドライン

2. 文書の版数

第 版

3. 受領年月日

年 月 日

4. 会社名

5. 所属部署名

6. 担当者名

_____ 印

以 上

第2章 化審法、化管法、R o H S 指令および P F O S

1. 定義

1.1 禁止物質

① 禁止物質 レベルA 4

別表2-1に記載している9化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において使用を禁止する物質である。別表2-4に化学物質と関係する主な法規・規則を記載する。

② 禁止物質 レベルB 7

別表2-1に記載している11化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において最大許容値を越えた使用を禁止する物質である。(R o H S 指令およびP F O S 規制によって使用を禁止した物質である。)別表2-4に化学物質と関係する主な法規・規則を記載する。

R o H S 2 (改正R o H S : R o H S 指令 (2011/65/EU)) :

R o H S 指令 (2002/95/EC) からの変更点 :

- ①カテゴリ8 (医療用機器)、カテゴリ9 (監視・制御機器) およびカテゴリ11 (カテゴリ1~10に入らない全ての電子機器が規制対象) の追加
- ②適用開始時期 : カテゴリ8,9は2017年7月22日、カテゴリ11は、2019年7月22日
- ③適合宣言としてCEマーキングの貼付け
- ④禁止物質にフタル酸系4物質の追加 (別表2-1に示す)

③ 管理物質 5

別表2-2に記載している9化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において、納入品の総質量における含有率が1000ppmを越える場合は、調査・監視を必要とする物質である。

1.2 適用除外 7

許容濃度(閾値)が設定されている化学物質であっても、R o H S 指令で認められている、用途および許容濃度で使用されている物質については、適用除外とする。(適用除外使用例を別表2-3に示す)なお一部使用例及び関係する主な法規・規制につきまして、別表2-4および別表2-5を参照願います。判断不能な場合は、弊社担当者までお問合せ願います。

2. グリーン調達の実施について（化審法、化管法、RoHS指令 および PFOS）

2.1 弊社のグリーン調達活動はこのJCMグループグリーン調達ガイドラインに従って製品・部品等に含まれる化学物質の管理を行います。

2.2 提出を依頼する書類およびデータの更新 7

(1) 含有化学物質報告書兼証明書（資料番号；QA04-42A）

現在JCMグループ各社に納入している原材料・部品・ユニット等に関して、部品調査を実施し含有化学物質報告書兼証明書を提出して下さい。

含有化学物質報告書兼証明書の記入方法は、下記のとおりです。

① 右上表題欄の整理番号に関しては、JCMグループで記入します。

会社名、記入日、部署名、記入者名、担当者名、担当者Eメール、責任者名、責任者Eメール、電話番号、FAX番号をそれぞれ記入して下さい。

② 表中におきまして、品目番号、型番に関しては、JCMグループで記入します。

その他の項目に関しては、それぞれの原材料・部品・ユニット等に関して、部品調査を実施し記入して下さい。（使用記号 適合：○、適用除外：◎、含有閾値以内：●、不適合：×）
適合の場合以外は、含有量を数値で欄内に記入して下さい。（単位：ppm）

RoHS指令において、適用除外用途にて含有がある場合は、備考欄にRoHS指令官報に記載されている適用除外の番号と共に記入して下さい。

③ 右上表題欄の社印捺印欄に社印を捺印の上、JCMグループに提出して下さい。

尚 部品調査の評価基準に関しましては、JCMグループグリーン調達基準（別表. 2-1 ~ 別表. 2-5に記載）の最新版に従うこととします。

化審法、化管法、RoHS 2指令の改訂、同等品申請が生じた場合も同様に提出して下さい。

(2) JAMP情報伝達シート（AIS、MSDSplus）

含有化学物質調査システム導入の際、提出書類【AIS、MSDSplus】に変更予定

※導入が決定次第お取引様に説明会を開催します。

2.3 提出方法 5

第1章 総則の 3.6 項を参照して下さい。

2.4 問合せ先 5

第1章 総則の 3.7 項を参照して下さい。

別表. 2-1 含有禁止物質 (レベルA および レベルB) 7

分類	化学物質	閾値レベル	禁止時期	法規制例
禁止物質 レベルA (9物質群)	・酸化トリブチルスズ (TBT0)	意図的添加 0 ppm	即時	JIG-101
	・トリブチルスズ (TBT)、トリフェニルスズ (TPT)	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・ポリ塩化ナフタリ (塩素原子数が 2 以上)	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・アスベスト類	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・一部のアゾ染料・顔料	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・オゾン層破壊物質 (CFC 類、HCFC 類、 HBFC 類、四塩化炭素類)	意図的添加 0 ppm		JIG-101
	・放射性物質	1 MBq		JIG-101
禁止物質 レベルB (11物質群)	・カドミウムおよびその化合物	100 ppm 意図的添加 0 ppm	RoHS 対象機種 2006年 3月1日 その他の 機種 2006年 7月1日 治具等上記以 外の全ての電 子機器 2019年7月22 日	JIG-101 RoHS 指令
	・六価クロムおよびその化合物	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・鉛およびその化合物	1000 ppm 塩化ビニル樹脂のみ 300 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・水銀およびその化合物	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) ポリマー用途の Deca-BDE 含む	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	2019年7月22 日	JIG-101 RoHS 指令
	・フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm		JIG-101 RoHS 指令
	・PFOS および PFOS 類縁化合物	意図的/非意図的添加。 50 ppm : 調剤のみ 1000 ppm : 素材のみ 1 μg/m ² : コーティングされた 素材	EU 指令 2008年6月27 日上市より	EU 指令

別表. 2-1 に関する注釈

1) 禁止物質レベルAおよび禁止物質レベルBについて

納入品は上記含有閾値レベルを全て満足している事。

なお閾値レベルに数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

・本項目において、HCFC 類を除き含有率算出の分母は均質材料の質量とする。

・HCFC 類の分母は納入品の総質量とする。

・複合物質又は材料の場合には、次のものを均質材料とする

》化合物、ポリマー、合金、金属合金など

》塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原料についてはそれぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。

例) 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態 樹脂ポリマーは成形後の状態 ガラス及びセラミックの成形状態。

》塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。

・含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

別表 2-2 含有管理物質 4

分類	化学物質	対象となる条件	法規制例
管理物質 (9物質群)	・アンチモンおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・ヒ素およびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・ベリリウムおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・ビスマスおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類を除く)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・ニッケル(外部使用のみ)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える ※1	JIG-101
	・一部のフタル酸エステル類	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・セレンおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101
	・ポリ塩化ビニル(PVC)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	JIG-101

※1:人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある部位に使用するニッケルのみを管理対象とする。

【別表2-2に関する注釈】

納入品に別表2-2記載の化学物質が含有している場合「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理が必要である。

管理物質の閾値レベルは対象アイテム(製品/部品)の質量に対する含有率(ppm)とする。

尚、含有率算出については

含有率算出の分母は納入品の総質量とする。

含有率算出の分子は、算出対象化学物質とする。ただし、金属化合物の場合は対象金属成分のみの質量を分子とする。

別表. 2-3 物質別適用除外の一覧表(一部) 7

物質名	適用除外番号	適用除外用途
鉛およびその化合物	5 (b)	重量比 0.2%を超えない蛍光管ガラス中の鉛
	6 (a)	機械加工用途の鋼鉄および亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として重量比 0.35%まで含まれる鉛
	6 (b)	アルミニウムに合金化元素として重量比 0.4%まで含まれる鉛
	6 (c)	合金化元素として鉛を重量比 4%まで含む銅合金
	7 (a)	高融点はんだ中の鉛 (すなわち鉛を重量比 85%以上含む鉛系合金)
	7 (b)	サーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/伝送用ネットワークインフラ機器、通信ネットワーク管理のはんだ中の鉛
	7 (c) - I	キャパシタ中の誘電セラミックを除く、ガラスまたはセラミック中に鉛を含有する電気電子部品 (例: ピエゾエレクトリックデバイス、ガラスまたはセラミックマトリックス複合材料中)
	7 (c) - II	定格電圧 AC 125V または DC250V 以上用のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛
	1 3 (a)	光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛
	1 3 (b)	フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中の鉛
	1 5	集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛
カドミウムおよびその化合物	8 (b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物
水銀およびその化合物	3 (a)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ (CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀 (1 ランプにつき) 短型 (500mm 以下)
	3 (b)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ (CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀 (1 ランプにつき) 中型 (500mm より長く 1,500mm 以下)
	3 (c)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ (CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀 (1 ランプにつき) 長型 (1,500mm より長い)
PFOS/PFOA 類縁化合物	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォトリソグラフィプロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 ・ フィルム、紙、印刷版に使用される写真用コーティング剤

※ 除外用途については今後の法規制動向により随時見直しを行います。

別表 2-4 化学物質と関係する主な法規・規制 7

化学物質※1	関係する主な法規・規制
酸化トリブチルスズ (TBTO)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)
トリブチルスズ (TBT)、トリフェニルスズ (TPT)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第2種特定化学物質)
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)、76/769/EEC
ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が2以上)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)
一部の短鎖型塩化パラフィン	76/769/EEC(+2002/45/EC)
アスベスト類	76/769/EEC(+91/659/EEC)
一部のアゾ染料・顔料	76/769/EEC(+2002/61/EC、+2003/3/EC)
オゾン層破壊物質	オゾン層保護法 米国 1990 年大気浄化法第 611 条 76/769/EEC(+94/60/EEC、+97/64/EEC)
放射性物質	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
カドミウムおよびその化合物	デンマークでミル含有製品の販売、輸入、製造の禁止に 関する 1992 年 12 月 23 日第 1169 法定命令 76/769/EEC(+91/338/EEC) 91/157/EEC、93/86/EEC 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
六価クロムおよびその化合物	2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
鉛およびその化合物	76/769/EEC(+86/677/EEC) 91/157/EEC、93/86/EEC 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
水銀およびその化合物	76/769/EEC 91/157/EEC(+98/101/EC) 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	2011/65/EU(RoHS) (ドイツイキシン法令)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	2011/65/EU(RoHS) 76/769/EEC(+2003/11/EC) (ドイツイキシン法令)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 2005/84/EC 2011/65/EU(RoHS)
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	2011/65/EU(RoHS)
Deca-BDE 除外失効	欧州 RoHS 指令 PBDE の適用除外「ポリマー用途の Deca-BDE」失効
PFOS および PFOS 類縁化合物	2008/76/769/EEC

別表. 2-5 化学物質管理リスト 7

注意：本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条令・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に順守する事。

分類		JGPSSI 物質群 ※1	化学物質	根拠
禁 止 物 質	禁止物質 レベルA (9物質群)	A17	酸化トリブチルスズ(TBT0)	①
		A18	トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	①
		B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	①
		B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が2以上)	①
		B09	一部の短鎖型塩化パラフィン ※2	①
		C01	アスベスト類	①
		C02	一部のアゾ染料・顔料 ※3	①
		C04	オゾン層破壊物質 ※4	①
		C06	放射性物質	①
	禁止物質 レベルB (11物質群)	A05	カドミウムおよびその化合物	②
		A07	六価クロムおよびその化合物	②
		A09	鉛およびその化合物	②
		A10	水銀およびその化合物	②
		B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	②
		B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	②
		C12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	②
		C14	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	②
		C13	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	②
		C15	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	②
—	PFOSおよびPFOS類縁化合物	②		
管理物質 (9物質群)	A01	アンチモンおよびその化合物	③、④	
	A02	ヒ素およびその化合物	③	
	A03	ベリリウムおよびその化合物	③、④	
	A04	ビスマスおよびその化合物	⑤	
	B08	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類を除く)	⑤	
	A11	ニッケル(外部使用のみ)	③	
	C05	一部のフタル酸エステル類	③	
	A13	セレンおよびその化合物	③、④	
	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)	③、④	

※1 JGPSSI 物質群 No. はグリーン調達調査共通化協議会で規定したもので参考に記載してある

※2 炭素鎖長：10~13の短鎖型塩素パラフィンを対象とする

※3 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は、直接かつ長時間皮膚に接触する部位に限る
(特定アミンとは、76/769/EEC、第19次修正指令より出典されているアミン化合物を示す)

※4 モントリオール議定書対象物質とする。Class II 物質は調査対象に含める

●各物質を選定した根拠

- ①法規制によって使用・販売が禁止されている物質
- ②法規制によって使用・販売を制限されている物質
- ③環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える物質
- ④有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質
- ⑤環境管理の際、マイナスの影響を与える可能性のある物質

●参考文献

1. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>
2. グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI) ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG) http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greendata/JIG2008/080110Japanese.pdf
3. 環境省 化学物質ファクトシート2007年度版 <http://www.env.go.jp/chemi/commun>

第3章 REACH規則

1. 定義

1.1 報告物質 7

別表3-1に記載したように、REACH規則において、欧州化学物質庁（ECHA）が公表している高懸念物質（SVHC）の163物質である（2015年6月公表）。弊社製品に最大許容値を越えた量（成形品中に0.1wt%（重量比）以上）が含有している場合、欧州化学物質庁への登録および届出が必要になる物質である。高懸念物質は、REACH規則の改訂により必要に応じて追加する。

2. グリーン調達の実践について（REACH規則）

2.1 弊社のグリーン調達活動はこのJCMグループグリーン調達ガイドラインに従って製品・部品等に含まれる化学物質の管理を行います。

2.2 提出を依頼する書類およびデータの更新 5

(1) 高懸念物質含有報告書兼証明書（資料番号；QA04-44A）

JCMグループ各社に納入している原材料・部品・ユニット等に関して、部品調査を実施し、高懸念物質含有報告書兼証明書を提出して下さい。

高懸念物質含有報告書兼証明書の記入方法は、下記のとおりです。

① 右上表題欄の整理番号に関しては、JCMグループで記入します。

記入日、会社名、住所、TEL、役職・職位、担当部署長の署名をそれぞれ記入して下さい。

② 別表. 3-1 REACH規則 高懸念物質（SVHC）が、納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有している場合は、表中に高懸念物質の含有情報を記入例に従って記入し報告して下さい。

また0.1wt%以下の含有及び含有していない場合は「含有なし」と記入して、報告して下さい。

③ 右上表題欄の社印捺印欄に社印を捺印し、また担当部署長の署名欄に捺印した上でJCMグループに提出して下さい。

REACH規則の改訂、同等品申請が生じた場合も同様に提出して下さい。

2.3 提出方法 5

第1章 総則の3.6項を参照して下さい。

2.4 問合せ先 5

第1章 総則の3.7項を参照して下さい。

高懸念物質含有報告書兼証明書 (REACH規則) 5

管理番号 _____
 記入日 _____
 会社名 _____
 住所 _____ 社印
 TEL _____ FAX _____
 役職・職位 _____
 担当部署長の署名 _____ 印

当社は現在JCMグループ 各社に納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して、別表. 3-1 REACH規則 高懸念物質(SVHC)が、納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有していますので、高懸念物質の含有情報を開示し報告します。また 0.1wt%以下の含有 及び 含有していない場合は「含有なし」と記入して、報告します。

納入部材に関する高懸念物質 (SVHC) の含有情報リスト

No	対象部品				高懸念物質の含有情報					
	名称	JCM 品目番号	メーカー型番/ メーカー名	納入部材 の単位重量 [g]	含有している 高懸念物質名 (*1)	CAS 番号 (*2)	含有率 [wt%] (*3)	含有量 [mg] (*4)	含有部位	備考 [(*5)]

[記入例]

例1	コンデンサ	000001	AAA-BB(〇〇(株))		含有なし					
例2	ケーブル	000002	CCG-DD(〇〇(株))	150g	フタル酸ビス	117-81-7	2wt%	3000mg	ケーブル被覆	調査単位は1m
					ムスクキシレン	81-15-2	5wt%	7500mg	ケーブル被覆	調査単位は1m

(*1) : 高懸念物質【別表. 3-1 REACH規則 高懸念物質(SVHC)一覧表】が納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有している場合は、含有する高懸念物質を記入して下さい。いずれも含有していない場合は、「含有なし」と記入して下さい。

(*2) : 別表. 3-1 に記載された、CAS番号(アメリカ化学会で使用されている化合物番号)を記入して下さい。

(*3) : 納入部材重量を母数として含有している高懸念物質の含有率(wt%)を記入して下さい。

(*4) : 納入部材に含有している高懸念物質の含有量(mg)を記入して下さい。

(*5) : ケーブル等で単位が長さなどの場合は、備考欄に調査単位を記入して下さい。

別表. 3-1 REACH規則 高懸念物質(SVHC) 163物質 7

2015年6月15日 欧州化学物質庁(ECHA)公表

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	1	アントラセン	120-12-7	難分解性、 生体蓄積性、 有毒性	黒いゴムまたはプラスチック製品	2008.6.1
	2	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	発がん性カ テゴリー2	ポリウレタン	2008.6.1
	3	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	生殖毒性カ テゴリー2	柔軟剤、溶剤、 PVC	2008.6.1
	4	二塩化コバルト	7646-79-9	発がん性カ テゴリー2	塗料またはインクの 乾燥剤	2008.6.1
	5	五酸化ニヒ素	1303-28-2	発がん性カ テゴリー1	ガラス、染料	2008.6.1
	6	三酸化ニヒ素	1327-53-3	発がん性カ テゴリー1	ガラス、木材防腐剤	2008.6.1
	7	ニクロム酸ナトリウム二水和物	7789-12-0 10588-01-9	発がん性、 変異原性、 生殖毒性カ テゴリー2	色素、染料	2008.6.1
	8	5-t-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン (ムスクキシレン)	81-15-2	高難分解性、 高生体蓄積 性	香料成分	2008.6.1
	9	フタル酸ビス2-エチルヘキシル (DEHP)	117-81-7	生殖毒性カ テゴリー2	可塑剤、医療品	2008.6.1
	10	ヘキサブプロモシクロドデカン (HBCDD) および全主要ジアステレオ異性体	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8	難分解性、 生体蓄積性、 有毒性	難燃剤	2008.6.1
	11	短鎖塩素化パラフィン (炭素鎖長 10~13)	85535-84-8	難分解性、 生体蓄積性、 有毒性、 高難分解性、 高生体蓄積 性	ゴム、塗料、ガスケ ット、接着剤、潤滑 油、難燃剤、可塑剤	2008.6.1
	12	ビストリブチルスズオキシド (TBTO)	56-35-9	難分解性、 生体蓄積性、 有毒性	防カビ剤、防汚塗料	2008.6.1
	13	ヒ酸水素鉛	7784-40-9	発がん性カ テゴリー1 生殖毒性カ テゴリー2	殺虫剤、木材防腐剤	2008.6.1
	14	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	生殖毒性カ テゴリー2	塩化ビニルの可塑剤	2008.6.1
	15	ヒ酸トリエチル	15606-95-8	発がん性カ テゴリー1	殺虫剤、木材防腐剤	2008.6.1
	16	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	発がん性	有機合成原料 (トル ンジアミン、火薬の中 間体、染料)	2010.1.13
	17	アクリルアミド	79-06-1	発がん性、 変異原性	ポリアクリルアミド ^o の原料モ ノマー、ポリマーは水処理 剤、繊維助剤等	2010.3.3

(続き)

分類	NO	対象物質 ※ 1	C A S 番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	18	アルミノ珪酸塩、耐火性セラミック繊維	JAMP-SN00007	発がん性	設備等の高温断熱材	2010. 1. 13
	19	ニクロム酸アンモニウム	7789-9-5	発がん性、変異原性、生殖毒性	感光体スクリーン (CRT) の製造	2010. 6. 18
	20	アントラセン油	90640-80-5	難分解性、生体蓄積性、有毒性	アントラセン、カーボンブラックの製造、溶鉱炉の還元剤、バーカーオイルの部品、含潤剤、シール剤、防腐剤	2010. 1. 13
	21	アントラセン油(アントラセンペースト)	90640-81-6	高難分解性、高生体蓄積性(発がん性)		2010. 1. 13
	22	アントラセン油(アントラセンペースト、アントラセン留分)	91995-15-2	難分解性、生体蓄積性、有毒性		2010. 1. 13
	23	アントラセン油(アントラセンペースト、軽留分)	91995-17-4	高難分解性、高生体蓄積性(発がん性、変異原性)		2010. 1. 13
	24	アントラセン油(アントラセン低含有分)	90640-82-7	難分解性、生体蓄積性、有毒性		2010. 1. 13
	25	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	生殖毒性	難燃剤、塗料、フィルム現像剤	2010. 6. 18
	26	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	生殖毒性	可塑剤	2010. 1. 13
	27	四ホウ酸二ナトリウム無水物 四ホウ酸二ナトリウム無水物 5 水和物 四ホウ酸二ナトリウム無水物 10 水和物 (ホウ砂)	1330-43-4 12179-04-3 1303-96-4	生殖毒性	難燃剤、産業用流体アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤	2010. 6. 18
	28	クロム酸鉛	7758-97-6	発がん性、生殖毒性	染料・顔料、塗料・ワニスの顔料、防腐剤	2010. 1. 13
	29	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8	発がん性、生殖毒性	染料・コーティング剤の顔料、プラスチックの着色剤、印刷	2010. 1. 13
	30	硫クロム酸鉛黄色 (C. I. ピグメントイエロー-34)	1344-37-2	発がん性、生殖毒性	染料・コーティング剤の顔料、プラスチックの着色剤、印刷	2010. 1. 13
	31	高温コールターールピッチ	65996-93-2	難分解性、生体蓄積性、有毒性	電極、炭素、その他黒鉛製品、染料やコーティング剤	2010. 1. 13
	32	クロム酸カリウム	7789-00-6	高難分解性、高生体蓄積性、発がん性	顔料、インクの製造	2010. 6. 18
33	ニクロム酸カリウム	7778-50-9	発がん性、変異原性、生殖毒性	フォトリソグラフィ冷却装置の防錆剤	2010. 6. 18	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※ 1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	34	クロム酸ナトリウム	7775-11-3	発がん性、 変異原性 生殖毒性	その他クロム合成物の製造	2010. 6. 18
	35	四ホウ酸二ナトリウム水和物	12267-73-1	生殖毒性	難燃剤、産業用流体 アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤	2010. 6. 18
	36	トリクロロエチレン	79-01-6	発がん性	洗浄または脱脂剤、 接着剤溶剤	2010. 6. 18
	37	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	生殖毒性	難燃剤、可燃剤	2010. 1. 13
	38	ジルコニアアルミノ珪酸塩 耐火セラミック繊維	JAMP-SN00055	発がん性	設備等の高温断熱材	2010. 1. 13
	39	硫酸コバルト(II)	10124-43-3	発がん性、 生殖毒性	表面処理(電気メッキなど)、電池、化学肥料	2010. 12. 15
	40	硝酸コバルト(II)	10141-05-6	発がん性、 生殖毒性	化学物質や触媒の製造 表面処理、電池	2010. 12. 15
	41	炭酸コバルト(II)	513-79-1	発がん性、 生殖毒性	触媒の製造、接着剤	2010. 12. 15
	42	酢酸コバルト(II)	71-48-7	発がん性、 生殖毒性	表面処理、合金、顔料、ゴム接着剤	2010. 12. 15
	43	2-メトキシエタノール、メチルセロソルブ	109-86-4	生殖毒性	溶剤、中間化学剤	2010. 12. 15
	44	2-エトキシエタノール、セロソルブ	110-80-5	生殖毒性	溶剤、中間化学剤	2010. 12. 15
	45	三酸化クロム、無水クロム酸(VI)	1333-82-0	発がん性、 変異原性	金属の仕上げ	2010. 12. 15
	46	三酸化クロム及びそのオリゴマーから生じる酸	7738-94-5 13530-68-2 JAMP-SN00071	発がん性	三酸化クロムの溶解	2010. 12. 15
	47	酢酸 2 - エトキシエチル	111-15-9	生殖毒性	電子部品用インキの溶剤	2011. 6. 20
	48	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	発がん性	塗料、ニス、さび防止材	2011. 6. 20
	49	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類	68515-42-4	生殖毒性	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	2011. 6. 20
	50	ヒドラジン(無水物) ヒドラジン-水和物	302-01-2 7803-57-8	発がん性	清缶剤、還元剤、重合触媒、精製剤	2011. 6. 20
	51	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	生殖毒性	樹脂溶剤、アセチレン溶剤、電気製品洗浄	2011. 6. 20
	52	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	発がん性、 生殖毒性	殺虫剤、溶剤	2011. 6. 20
	53	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類	71888-89-6	生殖毒性	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤	2011. 6. 20

(続き)

分類	NO	対象物質 ※ 1	C A S 番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	54	鉛(Ⅱ)=2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	15245-44-0	生殖毒性	起爆剤、雷管	2011.12.19
	55	アジ化鉛(Ⅱ)	13424-46-9	生殖毒性	起爆剤	2011.12.19
	56	ニピクリン酸鉛	6477-64-1	生殖毒性	起爆剤	2011.12.19
	57	フェノールフタレイン	77-09-8	発がん性	指示薬、pHインジケータ	2011.12.19
	58	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンビスアニリン(MOCA)	101-14-4	発がん性	硬化促進剤、高融点ハードセグメント延長剤	2011.12.19
	59	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	生殖毒性	清浄剤、剥離剤、試薬	2011.12.19
	60	ひ酸鉛(Ⅱ)	3687-31-8	発がん性、生殖毒性	精錬生成物	2011.12.19
	61	ひ酸カルシウム	7778-44-1	発がん性	精錬生成物	2011.12.19
	62	ひ酸	7778-39-4	発がん性	試薬	2011.12.19
	63	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	生殖毒性	溶媒、接着剤、燃料	2011.12.19
	64	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	発がん性	溶剤、合成中間体	2011.12.19
	65	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	環境に深刻な影響が可能性の懸念が同レベル	合成樹脂用重合調節剤	2011.12.19
	66	2-メトキシアニリン(o-アニシジン)	90-04-0	発がん性	染料	2011.12.19
	67	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8	生殖毒性	可塑剤	2011.12.19
	68	ホルムアルデヒド、アニリンとのオリゴマー反応生成物	25214-70-4	発がん性	中間物、硬化剤、接着剤	2011.12.19
	69	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	発がん性	車両の塗装、着色剤	2011.12.19
	70	クロム酸ヒドロキシ亜鉛カリウム	11103-86-9	発がん性	防錆塗料	2011.12.19
	71	トリス(クロム酸)ニクロム	24613-89-6	発がん性	鉄鋼、アルミコーティングでの金属表面処理	2011.12.19
	72	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン	112-49-2	生殖毒性	溶媒、化成物の製造、製剤	2012.6.18
	73	エチレングリコールジメチルエーテル	110-71-4	生殖毒性	溶媒、化成物の製造、製剤	2012.6.18

(続き)

分類	NO	対象物質 ※ 1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	74	酸化ホウ素	1303-86-2	生殖毒性	ガラス、ガラスファイバー、難燃剤、接着剤	2012. 6. 18
	75	ホルムアミド	75-12-7	生殖毒性	農薬、医薬、溶媒 可塑剤	2012. 6. 18
	76	メタンスルホン酸鉛(II)	17570-76-2	生殖毒性	プリント回路基板 表面被覆、電池	2012. 6. 18
	77	(TGIC) 1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオンと1, 3-ビス[2, 3-ビス(プロパノイルオキシ)プロピル]-5-(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	2451-62-9	変異原性	樹脂&コーティング硬化剤、プリント回路基板用インク、プラスチックシート、シルクスクリーン印刷シート	2012. 6. 18
	78	β -(TGIC) 1, 3, 5-トリス【2Sおよび2R】(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	59653-74-6	変異原性	はんだマスク・インク 電気絶縁材料、積層シート 接着剤	2012. 6. 18
	79	4, 4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン	90-94-8	発がん性	トリフェニルメタン染料 電子回路基板製造添加物	2012. 6. 18
	80	ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メタン	101-61-1	発がん性	染料、他の物質の製造の中間体	2012. 6. 18
	81	C. I ベイシックバイオレット 3	548-62-9	発がん性	紙染色、プリンターカートリッジ & ホールペン用インク	2012. 6. 18
	82	C. I ベーシックブルー 26	2580-56-5	発がん性	インク、クリーナー、コーティング、染料	2012. 6. 18
	83	C. I ソルベルトブルー 4	6786-83-0	発がん性	インク製剤、染料、洗剤	2012. 6. 18
	84	4-メチルアミノ-4', 4''-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタノール	561-41-1	発がん性	インク製剤、染料	2012. 12. 19
	85	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	難分解性、生体蓄積性、有毒性、高難分解性、高生体蓄積性	プラスチック繊維、製品の難燃剤	2012. 12. 19
	86	ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8	高難分解性、高生体蓄積性	フッ樹脂の製造、添加物	2012. 12. 19
	87	ペルフルオロドデカン酸	307-55-1	高難分解性、高生体蓄積性	フッ樹脂の製造、添加物	2012. 12. 19
	88	ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8	高難分解性、高生体蓄積性	フッ樹脂の製造、添加物	2012. 12. 19
89	ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7	高難分解性、高生体蓄積性	フッ樹脂の製造、添加物	2012. 12. 19	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	90	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	JAMP-SN0081	環境に深刻な影響の可能性が懸念されるレベル	乳化重合の乳化剤 水性塗料 オクチフェノールエーテル硝酸塩の製造中間体	2012.12.19
	91	4-ノニルフェノール	JAMP-SN0082	環境に深刻な影響の可能性が懸念されるレベル	塗料、印刷インク 金属潤滑剤、プラスチック酸化防止剤、可塑剤	2012.12.19
	92	アゾジカルボンアミド	123-77-3	人の健康に重大な影響が懸念されるレベル	ゴム、合成樹脂の発泡剤、漂白剤、触媒	2012.12.19
	93	ヘキサヒドロフタル酸無水物 ヘキサヒドロフタル酸無水物	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	人の健康に重大な影響が懸念されるレベル	ポリエステル・アルキッド樹脂の製造、熱可塑性樹脂の可塑剤、エポキシ樹脂の硬化剤、防錆剤	2012.12.19
	94	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	19438-60-9 25550-51-0 48122-14-1 57110-29-9	人の健康に重大な影響が懸念されるレベル	ポリエステル・アルキッド樹脂の製造、熱可塑性樹脂の可塑剤、エポキシ樹脂の硬化剤、防錆剤	2012.12.19
	95	メトキシ酢酸	625-45-6	生殖毒性、人の健康ならびに環境へ重大な影響が懸念されるレベル	農薬・防疫薬の中間体、消毒剤	2012.12.19
	96	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジペンチルエステル	84777-06-0	生殖毒性	1トン/年以上上市されていない。分析用に少量使用	2012.12.19
	97	フタル酸ジイソペンチル (DIPP)	605-50-5	生殖毒性	殺虫剤の製造、塩ビ等樹脂の可塑剤	2012.12.19
	98	フタル酸N-ペンチル-イソペンチル	776297-69-9	生殖毒性	プラスチックの可塑剤	2012.12.19
	99	エチレングリコールジエチルエーテル	629-14-1	生殖毒性	エステルガム・シラック・樹脂・オイル等有機合成の溶媒	2012.12.19
	100	ジメチルホルムアミド	68-12-2	生殖毒性	電気機器・集積回路の洗浄溶媒	2012.12.19
	101	二塩化ジブチルスズ (DBTC)	683-18-1	生殖毒性	ゴム添加剤、塩ビ安定剤、絶縁材、被覆材	2012.12.19
	102	塩基性酢酸鉛	51404-69-4	生殖毒性	—	2012.12.19
	103	炭酸鉛;水酸化炭酸鉛(II)	1319-46-6	生殖毒性	陶磁器、塗料、塩ビ安定剤、顔料、ゴム	2012.12.19
104	オキシ硫酸鉛 (塩基性硫酸鉛)	12036-76-9	生殖毒性	—	2012.12.19	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	105	1,2-ベンゼンジカルボキシラクト(2-)ジオキソ酸鉛; ジオキソ(フタラト)三鉛	69011-06-9	生殖毒性	—	2012.12.19
	106	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	生殖毒性	—	2012.12.19
	107	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	生殖毒性	—	2012.12.19
	108	ホウフッ化鉛; 四フッ化ホウ酸鉛(II)	13814-96-5	生殖毒性	ハンダメッキ、合金メッキ 電解メッキ電解質	2012.12.19
	109	シアナミド鉛	20837-86-9	生殖毒性	防錆顔料	2012.12.19
	110	硝酸鉛; 硝酸鉛(II)	10099-74-8	生殖毒性	—	2012.12.19
	111	一酸化鉛; 酸化鉛(II)	1317-36-8	生殖毒性	塩ビ安定剤原料、蛍光灯/真空管等の放射線防止剤、蓄電池極板、一般ガラス、電子材料	2012.12.19
	112	四三酸化鉛	1314-41-6	生殖毒性	塗料、蛍光灯/真空管/フラスコ管等の放射線防止剤、光学ガラス、蓄電池、合成樹脂、電子材料	2012.12.19
	113	チタン酸鉛	12060-00-3	生殖毒性	—	2012.12.19
	114	ジルコン酸チタン酸鉛; 三酸化ジルコニウムチタン鉛	12626-81-2	生殖毒性	—	2012.12.19
	115	塩基性硫酸鉛	12065-90-6	生殖毒性	—	2012.12.19
	116	ピグメントエロー41; C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	生殖毒性	—	2012.12.19
	117	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドープ)	68784-75-8	生殖毒性	—	2012.12.19
	118	ケイ酸と鉛の塩	11120-22-2	生殖毒性	—	2012.12.19
	119	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	生殖毒性	—	2012.12.19
120	四エチル鉛	78-00-2	生殖毒性	オクタン価向上剤	2012.12.19	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	121	塩基性硫酸鉛；三塩基性硫酸鉛； 三塩基性硫酸鉛(Pb403 (S04))	12202-17-4	生殖毒性	—	2012.12.19
	122	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	生殖毒性	—	2012.12.19
	123	フラン	110-00-9	発がん性	—	2012.12.19
	124	酸化プロピレン	75-56-9	発がん性 変異原性	顔料、医薬品の中間 体、殺菌剤	2012.12.19
	125	硫酸ジエチル	64-67-5	発がん性 変異原性	染料、医薬品、農薬 ファインケミカル、第4級アンモ ニウム塩化合物合成剤	2012.12.19
	126	硫酸ジメチル	77-78-1	発がん性	有機合成メチル化剤、 医薬品合成 安定剤	2012.12.19
	127	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチ ル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2	生殖毒性	—	2012.12.19
	128	ジノセブ；2-sec-ブチル-4,6-ジニ トロフェノール	88-85-7	生殖毒性	—	2012.12.19
	129	4,4'-メチレンビス(ο-トルイジ ン) 4,4'-メチレンビス(2-メチルア ニリン)	838-88-0	発がん性	エポキシ樹脂、ウレタン樹 脂用硬化剤	2012.12.19
	130	4,4'-ジアミノジフェニルエーテ ル；4,4'-オキシジアニリンおよ びその塩	101-80-4	発がん性 変異原性	ポリイミド、ポリアミド用 原料	2012.12.19
	131	p-アミノアゾベンゼン；4-アミノ アゾベンゼン；4-フェニルアゾア ニリン	60-09-3	発がん性	—	2012.12.19
	132	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	発がん性	ポリウレタン樹脂原料 染料中間物	2012.12.19
	133	6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8	発がん性	各種アゾ染料中間体	2012.12.19
	134	4-アミノビフェニル；ビフェニル -4-イルアミン	92-67-1	発がん性	—	2012.12.19
	135	2-アミノ-5-アゾトルエン；ο-ア ミノアゾトルエン	97-56-3	発がん性	—	2012.12.19
	136	ο-トルイジン	95-53-4	発がん性	オルトルイジン=アゾ系お よび硫化系染料、有機 合成、溶剤	2012.12.19
	137	N-メチルアセトアミド	79-16-3	生殖毒性	—	2012.12.19

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	138	1-ブロモプロパン 臭化n-プロピル	106-94-5	生殖毒性	医薬品・農薬中間体	2012.12.19
	139	カドミウム	7440-43-9	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	顔料、電池	2013.6.20
	140	Pentadecafluorooctanoate アンモニウム (APFO)	3825-26-1	生殖毒性 難分解性 生体蓄積性 有毒性	中間物、添加物(樹脂用) その他製品用(触媒)	2013.6.20
	141	Pentadecafluorooctanoic 酸(PFOA)	335-67-1	生殖毒性 難分解性 生体蓄積性 有毒性	添加剤、塗料のレベリング剤、界面活性剤	2013.6.20
	142	Dipentyl フタル酸 (DPP)	131-18-0	生殖毒性	可塑剤	2013.6.20
	143	分岐と線形 4-ノニルフェノール、エトキシ化[9 共有結合で炭素数と線形および/または分岐アルキル鎖物質フェノール、エトキシ化UVCB とよく定義された物質、ポリマーおよび個々の異性体および/またはこれらの組み合わせのいずれかを含む同族体をカバーする 4 の位置]	JAMP-SN0082	環境に深刻な影響の可能性が懸念されるレベル	界面活性剤原料 塗料、イワ、工業用洗剤	2013.6.20
	144	酸化カドミウム	1306-19-0	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	安定剤、酸化、電子工業材料(半導体) 電気メッキ	2013.6.20
	145	酢酸鉛(II)	301-04-2	有毒性	染料、顔料、塗料、染料助剤	2013.12.16
	146	3,3'-[[[1,1'-Biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) 酸二ナトリウム (c. i. 直接赤 28)	573-58-0	発がん性	染料	2013.12.16
	147	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	有毒性	難燃剤、可塑剤	2013.12.16
	148	イミダゾリジン-2-チオン;(2-イミダゾリン - ニ - チオール)	96-45-7	有毒性	加硫促進剤(クロソールンゴム、塩素化ポリエレン、等)	2013.12.16
149	; フタル酸	84-75-3	有毒性	床材、工具の握り部、自動車部品	2013.12.16	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	150	ナトリウム 4-アミノ - 3 - [4' - [(2, 4-diaminophenyl) アゾ] [1, 1'-ビフェニル]-4-イル] アゾ]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2, 7-disulphonate (c. i. 直接ブラック 38)	1937-37-7	発がん性	染料	2013. 12. 16
	151	硫化カドミウム	1306-23-6	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	着色剤	2013. 12. 16
	152	ジクロロカドミウム	10108-64-2	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	電気めっき用カドミウム化合物原料、ソーラーセル等	2014. 6. 16
	153	1, 2-ベンゼンジカルボン酸、ジヘキシルエステル、分岐および直鎖	68515-50-4	発がん性	シーラント、潤滑剤、可塑剤	2014. 6. 16
	154	ペルオキシホウ酸ナトリウム、過ホウ酸ナトリウム	7632-04-4	発がん性	洗濯用洗剤、食器洗い機用漂白剤	2014. 6. 16
	155	過ホウ酸ナトリウム；過ホウ酸、ナトリウム塩	—	発がん性	洗濯用洗剤、食器洗い機用漂白剤	2014. 6. 16
	156	フッ化カドミウム、カドミウムジフルオリド	7790-79-6	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	試薬、合成中間体、電池、メッキ、顔料、接点材料	2014. 12. 17
	157	硫酸カドミウム（Ⅱ）、硫酸カドミウム（Ⅱ）無水物・水和物	10124-36-4 ; 31119-53-6	発がん性 人の健康に 重大な影響 が懸念され るレベル	試薬、触媒、メッキ（プリント基板）、顔料、電池	2014. 12. 17
	158	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	有毒性	紫外線吸収剤、接着剤、塗料、印刷インキ	2014. 12. 17
	159	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	有毒性	紫外線吸収剤	2014. 12. 17
160	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	生殖毒性	樹脂用添加剤、硬質塩化ビニル管接合用接着剤	2014. 12. 17	

(続き)

分類	NO	対象物質 ※1	CAS番号	理由	製品例	認可時期
報告物質	161	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTE と MOTE の反応生成物) ※	—	生殖毒性	PVC (ホリ塩化ビニル用熱安定剤)	2014. 12. 17
	162	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-c6~10-アルキルエステル； 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと 0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物	68515-51-5、 68648-93-1	生殖毒性	—	2015. 6. 15
	163	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] ([1]と[2]の個々の立体異性体、またはその組合せも含む)	—	極めて難分解性で高い生体蓄積性	—	2015. 6. 15

別表. 3-1 に関する注釈

1) 報告物質について (REACH規則)

- ・ 成形品中に 0.1wt% (重量比) 以上の高懸念物質が含有する場合は、顧客消費者に安全取扱情報を提供する義務がある。(顧客消費者から要求があった場合は、45日以内に提供する。)
- ・ 販売する化学物質、調剤の物質情報は、MSDSで顧客に伝達する。MSDSには、使用方法によるリスクを伝達する。
- ・ EUに販売する化学物質、調剤を使った成形品の構成物質は、欧州化学物質庁 (ECHA) に登録されていなければ販売できない。

条件；対象となるのは、販売している製品単位で、1年間の取扱量が1トン以上

2) REACH規則に関係する主な法規・規制

化学物質の登録、評価、認可及び制限 (REACH) に関する欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1907/2006